

経営事項審査の改正 及び 建設業許可等電子申請システムの検討状況について

令和4年6月
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

1. 経営事項審査の改正について

改正の視点

建設業における①担い手の育成・確保、②災害対応力の強化、③環境への配慮を推進するため、これらに向けた建設企業の努力を適正に評価、後押しすることを検討したい。

① 担い手の育成・確保

- 建設工事の担い手の育成・確保の重要性は、元請下請を問わず、建設業界における共通認識。
 - 現行経審では、自社で雇用する技術者及び技能者の育成・確保の状況は評価しているが、下請負人に雇用される者の処遇改善に係る取組に、特段の加点措置はない。
 - また、建設業の働き方改革を推進する上で、ワークライフバランス(WLB)の視点も重要であるが、この点についても評価項目は存在しない。
- OCCUSは、下請負人に雇用される者も含め、広く技能労働者の処遇改善のための取組であり、その取組状況を経営事項審査において適切に評価すべきではないか。
- また、WLBに関する取組についても、担い手の育成・確保に資するものであり、評価すべきではないか。

② 災害対応力の強化

- 現在は地域防災への備えの観点から、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な6種類の建設機械の保有状況を評価しているところであるが、この他に実際の現場で活躍している建設機械も存在するとの声。
- 建設業者の地域防災に関する対応力をより積極的かつきめ細かく評価するため、加点対象とする建設機械の種類を拡大を検討してはどうか。

③ 環境への配慮

- 環境への配慮に関する取組としては、ISO14001の認証について評価しているが、脱炭素に向けた動きが加速している中、建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められているところ。
- 脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合には加点評価してはどうか。

経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

【現行】

【改正(案)】

(改正公布 **R4.8** 施行R5.1を予定)

項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法定外労災制度の加入状況	15
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令遵守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①ISO9001	5
②ISO14001	5
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
合計(最高点)	217

項目	評点(最大)
W1 建設業の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法定外労災制度の加入状況	15
⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
⑨WLBに関する取組の状況	5
⑩技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 (CCUSの導入状況)	15
建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令遵守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の外に加点対象を拡大) → 拡大	15
W8 国際標準化機構又は国が定めた規格による登録又は認証の状況	(10)
①品質管理に関する取組 (ISO9001)	5
②環境配慮に関する取組 (ISO14001、 エコアクション21) → 追加	5 <small>(エコアクション の場合)</small>
合計(最高点)	237

担い手確保に関する
取組の状況に再編

新設

拡大

追加

Wの素点が大きく増加することから、
総合評定値P点への換算式を変更。

○現行の経営事項審査の評価項目には、WLBに関する項目は存在しないが、建設業界においても、働き方改革を推進することにより、女性を含めて、将来にわたって担い手の確保を図る必要がある。

○また、働き方改革は、業界全体のイメージアップのためにも、業界全体として取り組むことが重要であり、そのような取組が促進されるよう、WLBの実現に関する取組を加点評価してはどうか。

○なお、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」(R3.6すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)においても、公共調達において、女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を更に推進することとされている。

○WLBに関する認定制度としては、

- ・次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する「くるみん認定」
- ・女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する「えるぼし認定」
- ・若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定」

などが存在しており、これらを経営事項審査の評価対象としてはどうか。



- 内閣府は「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)において、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」の配点を、以下の表の通り例示しており、経営事項審査においてもこれを踏まえ、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとしたい。

認定の区分		内閣府の示した 配点割合	経審上の 配点
女性活躍推進法に 基づく認定	プラチナえるぼし	5	5
	えるぼし(3段階目)	4	4
	えるぼし(2段階目)	3	3
	えるぼし(1段階目)	2	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5	5
	くるみん	3	3
	トライくるみん	3	3
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール)		4	4

※令和4年3月30日付で「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」が一部改正され、新たな認定制度である「トライくるみん」が配点例に追加

- また、内閣府の示した要領においては、複数の認定を取得している場合は、最も評点の高い区分により加点するものとされており、経営事項審査においても最も評点の高い認定での加点としたい。

- 技能労働者がCUSに就業実績を蓄積するためには、元請事業者がCCUSの事業者登録を行った上で、建設現場毎に現場登録を実施し、カードリーダーの設置等就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、元請事業者が、「全ての元請工事において、当該工事に従事する者が就業履歴を蓄積するために必要な措置(カードリーダーの設置等)を講じている」ことを経営事項審査における加点要件とする。
- 他方で、**①極めて工期が短く、施工体制の登録に必要な時間的猶予がない少額工事**や**②緊急性を要する災害応急工事等**において、カードリーダーの設置等就業履歴の蓄積のために必要な措置を実施することは、過度な負担を強いる懸念があるため、審査対象外として取り扱うこととする。

要件	評点
審査基準日以前1年以内に施工した元請工事のうち 全ての建設工事(軽微な工事及び災害応急工事等を除く) において、CCUS上での現場登録及びカードリーダーの設置等の技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していること(事後登録を含む)	15
審査基準日以前1年以内に施工した元請工事のうち 全ての公共工事(軽微な工事及び災害応急工事等を除く) において、CCUS上での現場登録及びカードリーダーの設置等の技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していること(事後登録を含む)	10
審査対象外とする建設工事 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法上許可不要となる軽微な工事 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事) ・災害応急対策等に関する工事 発生直後の応急対策であって、災害協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事等 	

- **公布の日(令和4年8月予定)以降に開始する事業年度から審査対象の期間として運用することとする。**
(仮に、令和5年1月の施行予定日以降の申請より直ちに新基準を適用とした場合、令和3年度中から加点要件を満たしておく必要があるため)

* なお、運用上は、上表の要件に該当する旨の誓約書の提出と抽出調査等による確認をもって加点することとする予定。
(虚偽の申請により得た評点を公共発注者に提出し、当該結果が資格審査に用いられたことが明らかになった場合、建設業法第28条に基づく営業停止処分等に該当するおそれ)

現状

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点

- 現在の加点対象機種は以下の6機種。

ショベル系掘削機



トラクターショベル



ブルドーザー (つり上げ荷重3トン以上)



移動式クレーン



大型ダンプ



モーターグレーダー



- 上記の他、建柱車やロードローラー等、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在するとの声がある。

- 建設業者団体へのアンケート等により実態を把握し、加点対象の拡大を検討してはどうか。

■ 特定自主検査の対象建機

分類	根拠法令	機種	
車両系建設機械	安衛法施行令別表第7第1号	ブルドーザ	
		モーター・グレーダー	
		トラクター・ショベル	
		ずり積機	
		スクレーパー	
		スクレープ・ドーザー	
	掘削用機械	安衛法施行令別表第7第2号	パワー・ショベル
			ドラグ・ショベル
			ドラグ・ライン
			クラムシェル
			バケット掘削機
	基礎工事用機械	安衛法施行令別表第7第3号	トレンチャー
			くい打機
			くい抜機
			アース・ドリル
			リバース・サーキュレーション・ドリル
			せん孔機 (チューピングマシンを有するもの)
			アース・オーガー
			ペーパー・ドレーン・マシン
締固め用機械	安衛法施行令別表第7第4号	ロードローラ、振動ローラ等	
解体用機械	安衛法施行令別表第7第6号	ブレイカ、解体用掴み機等	
その他	安衛法施行令第13条第3項第34号	高所作業車	

※ 赤字：現在の加点機種 黄色マーカー：加点追加対象



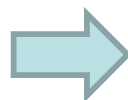
■ 道路運送車両法上の自動車検査の対象

現行経審では、ダンプ規制法の対象となる最大積載量5t以上の大型ダンプのみが加点対象とされているが、5t未満のダンプも災害対応時に活用されている状況を踏まえ、土砂の運搬が可能な全てのダンプを加点対象としたい。

- 現在の経営事項審査においては、環境マネジメントシステムの認証であるISO14001の取得状況を加点評価しているが、経営事項審査を受審している建設企業のうち、中小規模の建設業者においてISO14001を取得している割合は小さい。
- 脱炭素に向けた動きが加速する中、中小・零細規模の建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められている。
- このため、脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合に加点評価してはどうか。
- 例えば、各都道府県の競争参加資格審査では、中小企業でも取得が容易な環境マネジメントシステムに関する認証である、「**エコアクション21**」を加点する動きが広がっており(現在31の自治体で評価)、当該認証は加点対象の候補として想定される。

完成工事高階層別の経審受審企業数とISO14001による加点を受けた企業数

完工高区分	経審受審 業者数(A)	ISO14001加点 業者数(B)	B/A
1億未満	62,705	473	0.75%
1億以上10億未満	65,595	4,270	6.51%
10億以上50億未満	8,647	1,971	22.79%
50億以上200億未満	1,337	439	32.83%
200億以上	432	215	49.77%
合計	138,716	7,368	5.31%



中小零細規模の建設業者の多くはISO14001による加点を受けていない状況

■ 建設企業の環境配慮に関する取組状況

取組内容	回答企業数
ISO14001	549
エコアクション21	229
各都道府県が定めた環境配慮に関する認証等の取得	168
SDGs宣言	29
ZEH、ZEBの推進	16
その他公的な認証のない取組 (地域の清掃ボランティアへの参加、太陽光発電事業への参入等)	40

(回答総数：2,464)

※ 赤字：現在の加点対象 黄色マーカー：加点追加対象

※ (一社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国中小建設業協会、(一社)建設産業専門団体連合会、(一社)日本空調衛生工事業協会及び(一社)日本電設工業協会に所属する建設業者あてのアンケート調査により、10社以上の回答のあった回答について記載

○エコアクション21は中小規模の建設業者を中心に相応の数の取組実績あり加点対象として追加したい。

○経営事項審査は、統一の基準で行われる審査であり、各都道府県における独自の認証を評価対象とすることは馴染まない。

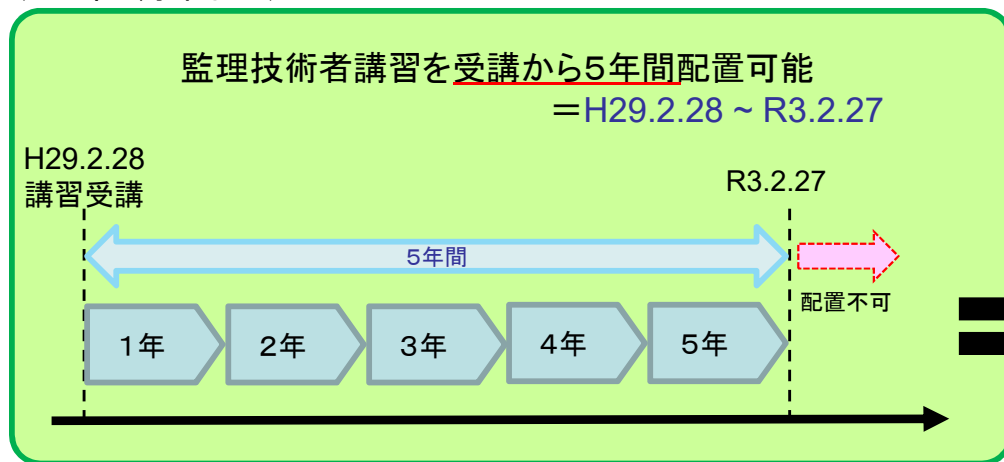
○SDGs宣言についても、日本における統一の基準による認証等は存在しないことから、客観評価としての経営事項審査の評価対象とすることは馴染まない。

○ZEH、ZEBは、建築物の個別の認定制度であり、企業に対する評価ではないため、経営事項審査の評価対象とすることは馴染まない。

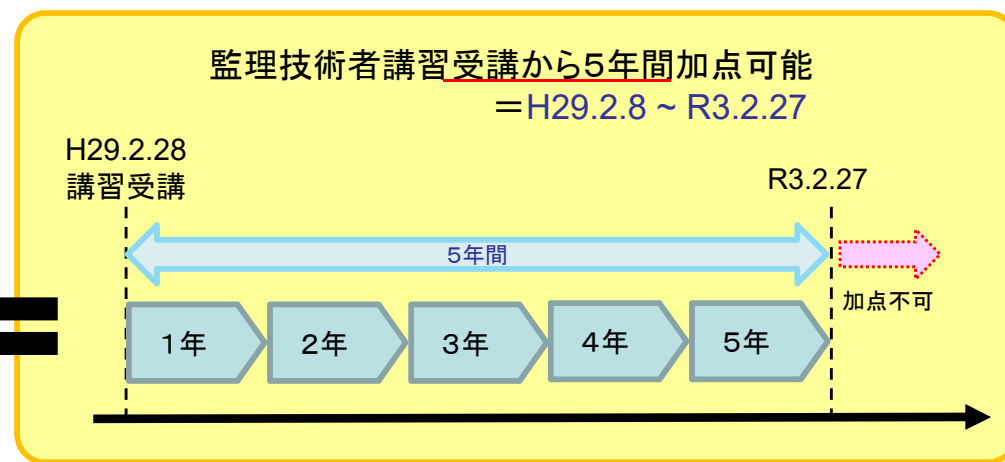
- エコアクション21はISO14001に比べ、認定にあたっての審査基準が少なく、また認証手続も簡便であることから、ISO14001の5点より下位の3点としたい。
- なお、ISO14001とエコアクション21のいずれも認証を取得している場合、これらの評点は合算せず、5点のみの評価とする。

【専任の監理技術者として配置可能な期間】

(R2年9月末まで)

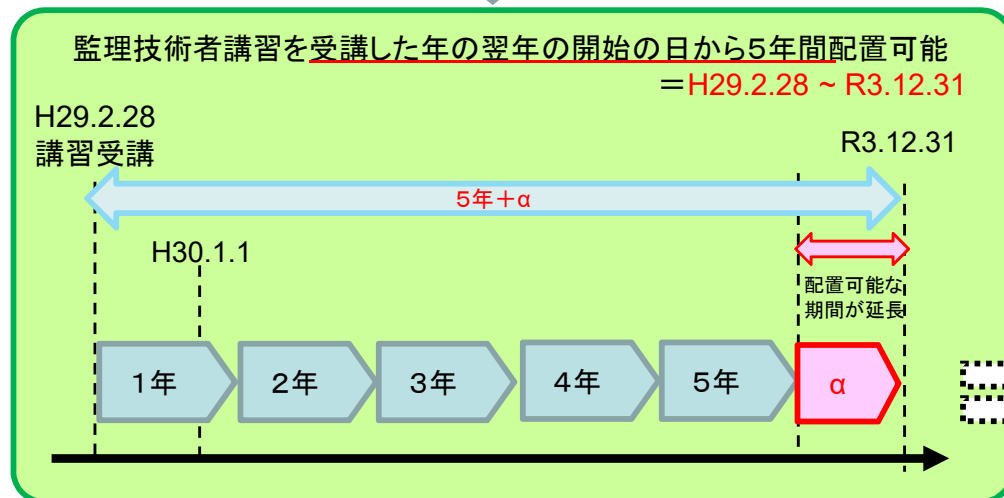


【監理技術者の経審上加点可能な期間】

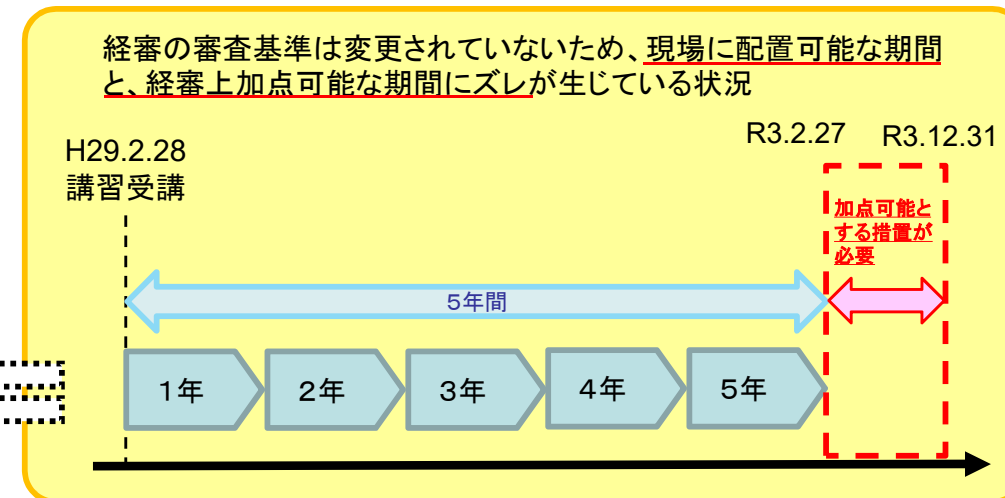


(R2年10月以降)

改正済



(現在は変更されていない)



- 専任の監理技術者としての配置可能期間と、経審上の加点機関のズレを早期に解消するため、速やかに公布、措置したい。

その他の審査項目(社会性等)(W)の詳細

令和4年8月：公布予定
令和5年1月：施行予定
建設業法施行規則等改正

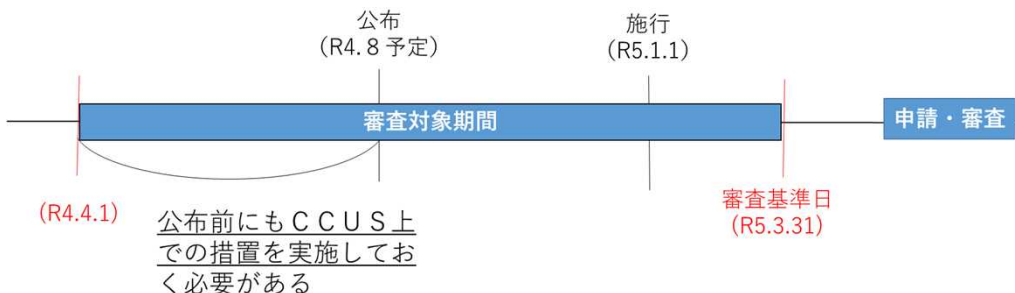
- 現行のその他(社会性等)(W)の評点は、以下の式にて算出される。

$$(W1 \sim W10 \text{ までの合計点数}) \times \frac{1,900}{200}$$

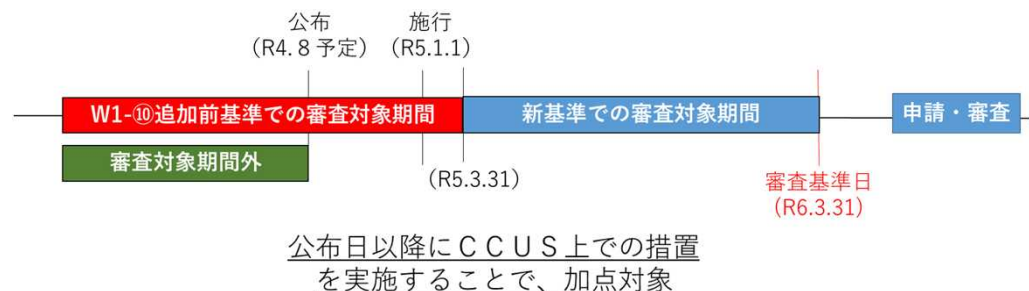
- 施行日(R5.1)以降、W1-⑨「WLBに関する取組」が追加されるものの、評点は最大5点であり、P点に占めるウェイトの増加は軽微であるため、現行の算式を維持する。
- W1-⑩「技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(CCUSの導入状況)」による審査が追加されると、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持すべく、係数を $\frac{1,750}{200}$ に変更することとする。

現行	施行日(令和5年1月)以降 ※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加	CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加
$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.32%)	$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.59%)	$\frac{1,750}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.40%) ※現行を維持した場合のウェイト: 15.44%

【施行日から適用した場合】(3月決算)



【審査項目追加日(申請日)から適用した場合】(3月決算)



(参考) 現行のその他の審査項目(社会性等)(W)の評点

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-
雇用保険未加入	0	-40	平成6年
健康保険の未加入	0	-40	平成6年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成6年
建退共加入	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入	15	0	平成6年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	20	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成23年
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
W10: 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10	0	令和3年4月
合計(A)	217	-210	
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	2,061	-1,995	

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

2. 建設業許可等電子申請システムの検討状況

【現状】

- 建設業許可、経営事項審査（経営規模等評価）の申請については書類での申請のみ
→申請準備、審査が申請者及び許可行政庁双方にとって過大な負担。

【背景】

- 行政手続き部会とりまとめ ～行政手続きコストの削減に向けて（平成29年3月29日）

- 行政手続き簡素化の3原則

1. 行政手続きの電子化の徹底
2. 同じ情報は一度だけの原則
3. 書式・様式の統一

- デジタル手続法（令和元年5月31日公布）

行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、オンライン実施を原則化

- 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

「建設産業において、適正な工期の確保や施工時期の平準化による働き方改革、許可等手続の電子申請化や技能者の処遇改善を図る建設キャリアアップシステムを活用した生産性向上を通じ、建設業の担い手の確保を推進する」

- 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

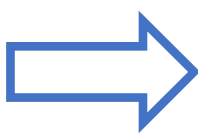
「建設業許可の電子申請化など関係手続のリモート化を進める」

- 規制改革実施計画（令和2年7月17日）

「経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンスオンリーの徹底等を行い、行政手続きコストの更なる削減を実現する。【令和4年度中措置】」

- 第14回中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するWG（令和2年9月1日開催）

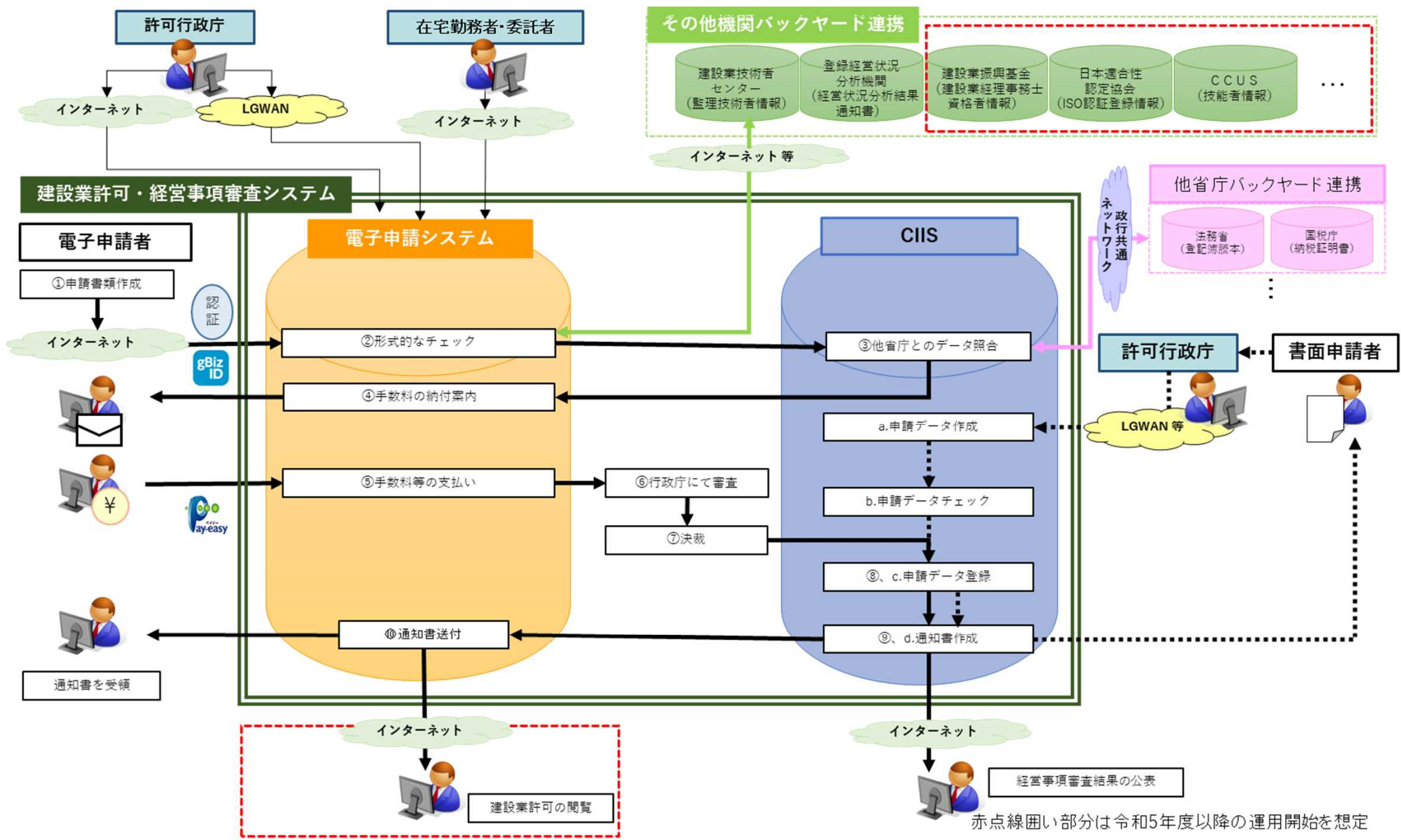
建設業許可及び経営事項審査に係る手続の簡素化について、遅くとも令和4年度でのシステム運用開始を目指す。



○建設業許可・経営事項審査についての電子申請システムの構築に向けた調査検討

○他機関のシステムとのバックヤード連携することで、法人税納税証明書、登記事項証明書等の必要書類の添付を省略する仕組みについて調査検討

- 電子申請の導入目的**
- 建設業の働き方改革推進の一環として、申請者・許可行政庁の事務負担を軽減し、生産性の向上を図る。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続を行うことができる環境を整備する。



赤点線囲い部分は令和5年度以降の運用開始を想定

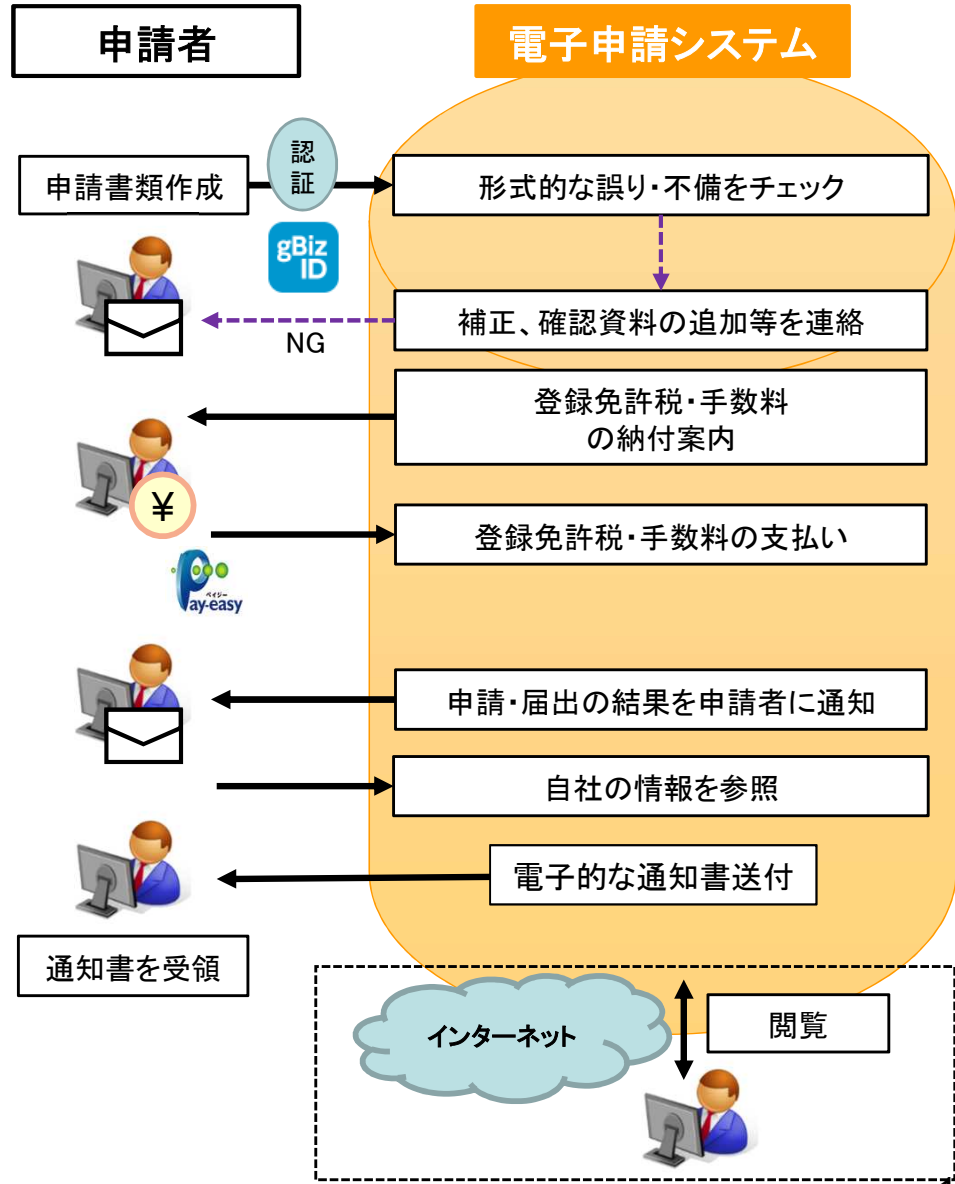
- 建設業許可・経営事項審査の電子申請システムにおいては、以下の申請手続等について電子的に行える機能を令和5年1月に運用することを目指す。
- 電子的な閲覧機能については、令和5年度の運用開始を目指す。

建設業許可関係	許可申請 (新規許可、知事・大臣許可替え、般特許可、業種追加、更新)	令和5年1月運用開始
	変更等の届出 (事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等)	
	廃業等の届出	
	決算報告	
	許可通知書等の電子送付	
	電子閲覧(インターネット)	令和5年度運用開始
経営事項審査関係	経営事項審査申請(経営規模等評価、総合評定値)	令和5年1月運用開始
	再審査申請(経営規模等評価、総合評定値)	
	結果通知書等の電子送付	
	電子閲覧(インターネット)	令和5年度運用開始

電子申請システムの機能(案)【申請者等】

● 申請者の主な要望等を踏まえ、左記の機能を検討

認証	<ul style="list-style-type: none"> 「GBizID」による認証
申請書類作成	<ul style="list-style-type: none"> 各種申請書様式の画面入力による作成 (過去の申請データの引用、各種申請書類作成ソフトにて作成されたデータの取込み機能も整備) 様式のない申請書類のアップロード 各種チェック(各項目・関連項目のエラーチェック、申請書類不備・不足チェック、バックヤード連携チェック) 各種申請書類の出力
手数料納付	<ul style="list-style-type: none"> Pay-easyによる納付 納付の案内 納付状況の管理
受付状況管理	<ul style="list-style-type: none"> 受付状況の管理(「申請書類作成中」「受理待」「受理待:手数料等納付待」、「審査中」、「許可」「許可(経審結「受果)通知書発行済」等) エラー内容の通知 取下げ
申請履歴管理	<ul style="list-style-type: none"> 過去の申請情報の参照
申請者情報編集	<ul style="list-style-type: none"> ユーザ情報の登録、変更、削除
連絡・通知	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁からの連絡、通知等の表示
通知書出力	<ul style="list-style-type: none"> 許可通知書、経審結果通知書等を出力
閲覧	<ul style="list-style-type: none"> インターネットによる閲覧



システムから作成できる様式

- 省令様式
- 許可事務ガイドラインの下記様式
 - ・許可通知書（別紙1、別紙2、別紙3）
 - ・経管経験の認定調書 各種（別紙6×3種類）
 - ・変更届出書<事業年度終了報告時>（別紙8）
- 「経営事項審査の事務取扱について（通知）」の下記様式
 - ・工事種類別完成工事高付表（様式第1号）
 - ・経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）
 - ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）
 - ・CPD単位を取得した技術職員名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）（様式第4号）
 - ・技能者名簿（様式第5号）

システムから作成できない様式

- 許可事務ガイドラインの下記様式
 - ・許可申請取下げ願（別紙4）
 - ・許可拒否通知書（別紙5）
 - ・登録免許税還付願（別紙7）
 - ・許可取消通知書（別紙9）
 - ・承継の書類提出依頼書（別紙10）
 - ・承継認可申請取下げ願（別紙11、別紙14）
 - ・承継拒否通知書（別紙12、別紙17）
 - ・承継認可通知書（別紙13、別紙18）
 - ・相続の書類提出依頼書（別紙15）
 - ・承継認可申請取下げ願（別紙16）
- 許可証明書
- 都道府県独自の様式

バックヤード連携

■現時点の想定

●他省庁

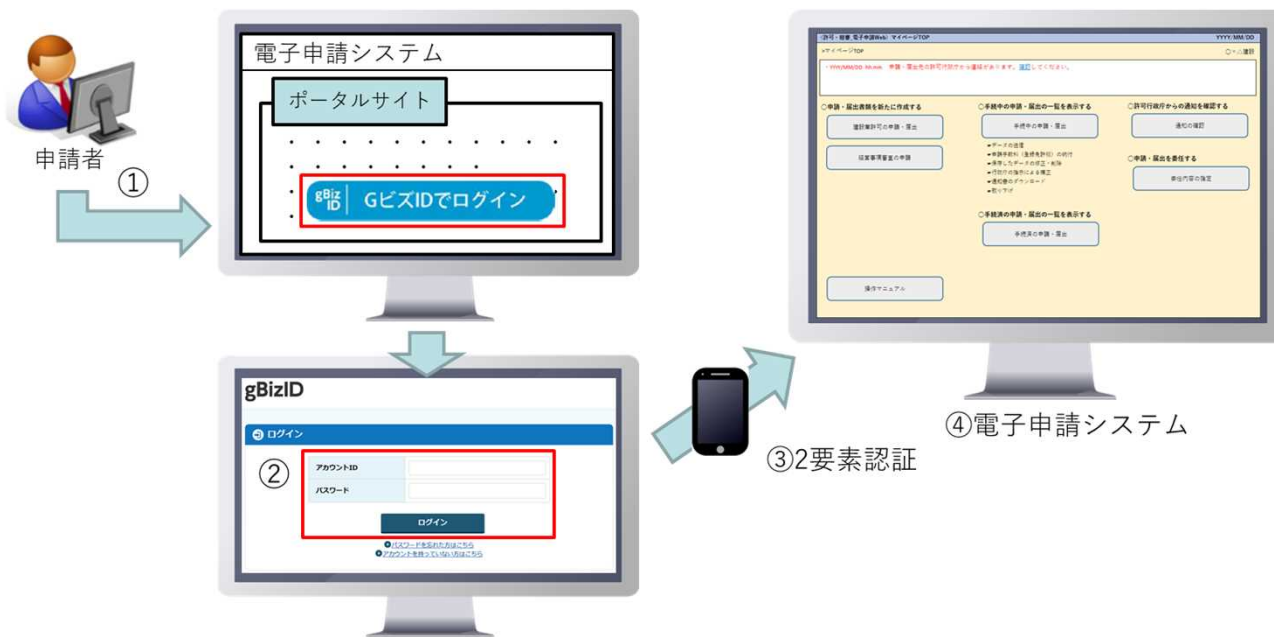
連携情報		連携先	連携対象	連携時期	備考
登記事項証明書		法務省	大臣・法人	R5.1～	知事許可の連携は現在調整中
納税証明書	法人税/所得税	国税庁	大臣・法人	R5.1～	個人の連携は現在調整中
	消費税/地方消費税	国税庁	大臣/知事・法人	R5.1～	個人の連携は現在調整中
	事業税	都道府県	知事・法人	調整中	

●その他機関

連携情報		連携先	連携対象	連携時期	備考
技術検定合格証明書		国土交通省	全て	R5.1～	
経営状況分析結果通知書		登録経営状況分析機関	全て	R5.1～	
監理技術者資格者証		(一財)建設業技術者センター	全て	R5年度	
監理技術者講習修了証		国土交通省	全て	R5年度	
建設業経理士登録証		(一財)建設業振興基金	全て	R5年度	
登録建設業経理士講習終了証		(一財)建設業振興基金	全て	R5年度	

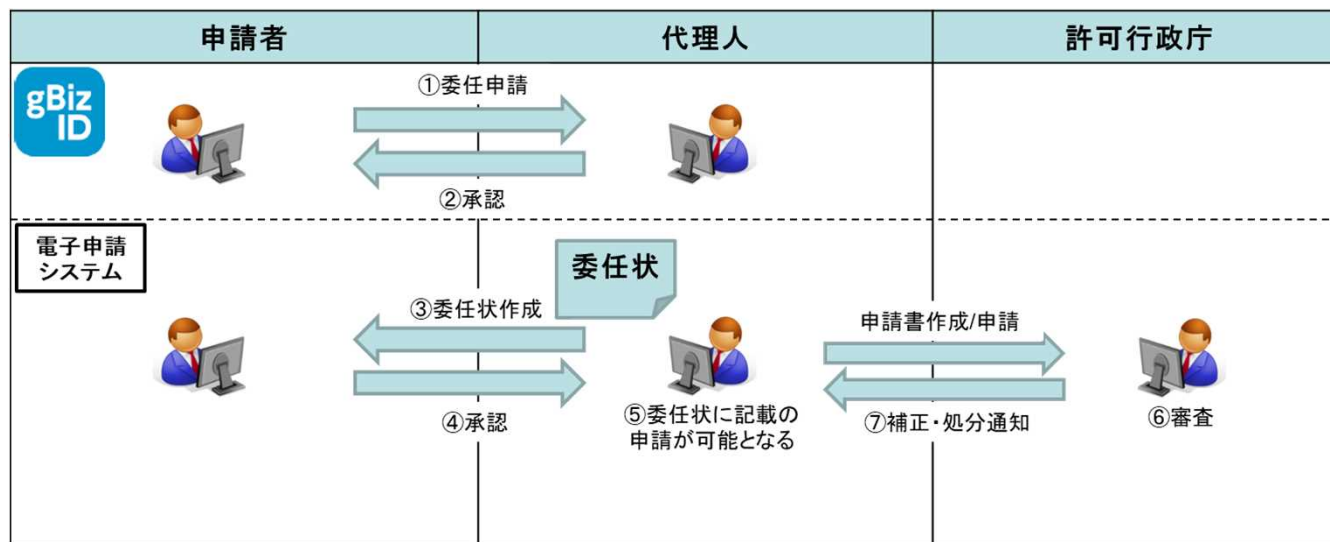
申請者の認証方法(案)

申請者の認証: ログインイメージ



- ① 本電子申請システムのログイン画面にアクセス
- ② GBizIDのサーバに遷移し、アカウントID (メールアドレス) ・パスワードを入力
- ③ 2要素認証 (ワンタイムパスワード又はスマートフォンアプリによる認証)を行う
- ④ 本電子申請システムにログイン

代理申請の概要



- ❑ 代理人・申請者ともにgBizIDプライムアカウントを利用し、gBizIDの「委任機能」を用いて代理申請を行う。
- ❑ 電子申請システムにおいて、委任状を作成することにより、具体的な申請手続き単位での代理申請を行う。

建設業許可等電子申請システムに係るスケジュール

■ 令和5年1月運用開始までの全体スケジュール（現時点でのスケジュールであり今後変更となる可能性があります。）

担当	作業	R3年度	R4年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
開発		詳細設計、製造、 単体テスト	結合テスト			総合テスト			変更対応				△運用 開始			
運用	マニュアル作成		行政庁用、申請者用					変更対応			ヘルプデスク用					
	ユーザID作成						試行用					本番用				
	ヘルプデスク							要員、事務所、回線等準備			開設準備					
行政庁	試行等							説明会	試行							
	管理運営契約								契約書案作成、 送付		本契約				本契約	
	収納代行契約		説明会						運用開始2～3ヶ月前 に申込み							
申請者	説明会									本人申請 代理申請						

ご清聴ありがとうございました。